

日頃より、熊本産業保健総合支援センター及び県内7つの地域産業保健センターの活動に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月1日付けで熊本産業保健総合支援センター副所長に着任いたしました織田と申します。

3月までは熊本労働局労働基準部健康安全課で産業安全専門官として、主に産業安全の業務に携わってまいりました。

着任より約1か月が経過し、いよいよ皆様への産業保健活動にかかる各種支援を本格化していきたいと意気込むところですが、現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、産業保健スタッフの方への研修、事業場への個別訪問支援、事業者や労働者の方を対象にしたセミナーなどの実施を一部見合わせており、皆様に多大なるご迷惑をお掛けしているところです。

一日も早く、感染終息を迎え通常業務に戻れることを願うばかりです。

今後とも、当センターのあるべき姿を模索しながら、皆様にとって有益な産業保健活動の支援ができるよう、微力ながら尽力して参りますので、よろしく願いいたします。

熊本産業保健総合支援センター 副所長 織田智行

◇ 令和2年度 産業保健研修会について

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年5月開催予定の産業保健研修会は開催いたしません。

6月以降の産業保健研修計画については決定しだいメールマガジン・ホームページ上でお知らせいたします。

近県の産業保健総合支援センターでも参加可能ですのでご利用ください。

- ・福岡産業保健総合支援センター
<http://www.fukuokas.johas.go.jp/seminar.html>
- ・佐賀産業保健総合支援センター
<https://www.sagas.johas.go.jp/publics/index/21/>
- ・大分産業保健総合支援センター
<http://www.oitas.johas.go.jp/>
- ・長崎産業保健総合支援センター
<https://www.nagasaki.johas.go.jp/seminar/>
- ・宮崎産業保健総合支援センター
<https://www.miyazakis.johas.go.jp/infotrain/>
- ・鹿児島産業保健総合支援センター
https://kagoshimas.johas.go.jp/information/information_category/seminor

熊本産業保健総合支援センターから『産業保健に関する質問募集』のお知らせ！

会社の衛生管理の担当者に選任されたが、衛生管理活動をどう進めたらいいか、社内でメンタルヘルス対策を進めたいがどう対応したらいいのかわからない等といったことでお悩みではありませんか。

当センターでは、メンタルヘルスや健康管理など産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが相談に応じ、解決方法を助言します。今お悩みのこと、疑問に思っていることがありましたら以下のいずれかの方法でご相談下さい。相談はすべて無料です。相談により知り得た情報等は保秘します。

- ・ホームページ:<https://www.kumamotos.johas.go.jp/FormMail/soudan/index.php>
- ・メール:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp
- ・FAX:096-359-6506/TEL:096-353-5480

尚、電話、FAX、メール等の方法で、回答いたします。
回答先及び回答方法は以下の通りです。

- ・ご希望回答方法(電話・FAX・メール・郵便)
- ・住所等
- ・会社名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス
- ・メルマガ配信希望(メールアドレス)



いろいろなお知らせ

◆研修会・セミナー・説明会

1. 両立支援コーディネーター基礎研修(東京会場、秋田会場)開催中止
【独立行政法人労働者健康安全機構】

5月8日(金)、9日(土)の東京会場及び5月30日(土)の秋田会場は開催中止です。以降の令和2年度上半期両立支援コーディネーター基礎研修の日程は下記となります。

※新型コロナウイルス感染症終息の状況を踏まえ、決定次第募集期間がホームページに記載されます。

・神奈川会場	6月26日(金)	9:00	~	17:30
・神奈川会場	6月27日(土)	9:00	~	17:30
・福岡会場	7月4日(土)	9:00	~	17:30
・岩手会場	7月11日(土)	9:45	~	18:15
・新潟会場	7月11日(土)	9:00	~	17:30
・香川会場	7月31日(金)	9:00	~	17:30
・島根会場	8月1日(土)	9:00	~	17:30
・広島会場	8月2日(日)	9:00	~	17:30
・福島会場	8月8日(土)	9:00	~	17:30
・愛知会場	8月29日(土)	8:55	~	17:30
・宮城会場	9月5日(土)	10:00	~	18:30
・長野会場	9月5日(土)	9:30	~	18:30
・福井会場	9月18日(木)	9:30	~	18:00
・兵庫会場	9月25日(金)	9:00	~	17:30

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1426/Default.aspx>

◆当センター及び機構本部からのお知らせ

1. 地域産業保健センターのご案内(全て無料です)

<https://kumamotos.johas.go.jp/chiiiki.htm>

- ・阿蘇地域産業保健センター
Tel 0967-34-1177 Fax 0967-34-1619
- ・有明地域産業保健センター
Tel 0968-72-3050 Fax 0968-72-3930
- ・天草地域産業保健センター
Tel 0969-25-1236 Fax 0969-24-4126
- ・菊池鹿本地域産業保健センター
Tel 0968-23-1210 Fax 0968-23-1211

- ・熊本地域産業保健センター
Tel 096-366-2711 Fax 096-366-2750
- ・人吉球磨地域産業保健センター
Tel 0966-22-3059 Fax 0966-22-3059
- ・八代水俣地域産業保健センター
Tel 0965-39-9531 Fax 0965-39-9532

◆『治療と仕事の両立支援ナビ』から

1. 「『診療報酬』について」が掲載されました
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200414082906.html>

2. 各事業場の取組事例が追加されました
今回、2019年11月28日（木）に熊本県で開催された「治療と仕事の両立支援シンポジウム」において取組事例紹介として発表されました白鷺電気工業株式会社様の取組事例についても掲載されております。
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200414084952.html>

3. 治療と仕事の両立支援シンポジウム【熊本会場】の動画が掲載されました
「治療と仕事の両立支援ナビ」に、2019年11月28日（木）にくまもと県民交流館パレアで開催された「治療と仕事の両立支援シンポジウム」の詳細動画が掲載されました。
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200414091529.html>

◇-----
主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正
事業場における健康保持増進措置をより推進する観点から、指針の改正が行われ、令和2年4月1日から適用されることとなりました。

- (1) 改正のポイント
- ア 従来の労働者「個人」から「集団」への健康保持増進措置の視点を強化
 - イ 事業場の特性等に合った健康保持増進措置への見直し
 - ウ 健康保持増進措置の内容を規定する指針から、取組方法を規定する指針への見直し

(2) 適用日 令和2年4月1日

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200304112150.html>

2. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特化則について、所要の改正が行われ、令和2年7月1日から施行となります。

改正の内容及び留意事項

- (1) 安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）
（安衛則様式第8号（1）及び様式第9号（1）関係）
- (2) 有機則の一部改正（改正省令第2条関係）
ア 有機溶剤に係る特殊健康診断の項目（有機則第29条関係）
イ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存（有機則様式第3号関係）
- (3) 鉛則の一部改正（改正省令第3条関係）
（鉛則第53条関係）（鉛則様式第2号関係）
- (4) 四アルキル則の一部改正（改正省令第4条関係）
（四アルキル則第22条関係）（四アルキル則様式第3号関係）
- (5) 特化則の一部改正（改正省令第5条関係）
（特化則別表第3（いわゆる「一次健康診断」）及び別表第4（いわゆる「二次健康診断」）関係）
- (6) 施行期日（改正省令附則第1条関係）
改正省令は、令和2年7月1日から施行とすることとしたこと。
- (7) 経過措置（改正省令附則第2条及び第3条関係）

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200413092829.html>

3. 令和2年度における林業の安全対策について

第13次労働災害防止計画（平成30年2月28日厚生労働省制定、平成30年3月19日公示）における計画期間（2018年4月から2023年3月までの5年間）の3年度目である令和2年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項について定められました。

令和2年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項

- (1) 労働安全衛生法令の遵守の徹底
- (2) 伐木ガイドライン等の普及・定着
- (3) チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会の開催
- (4) 能力向上教育等安全衛生教育の推進
- (5) 林野庁との連携の強化
- (6) 林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200413105623.html>

4. 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

令和2年4月1日以降、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働の上制限について、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）附則第3条第1項に規定する中小事業主にも適用されることから、通達の一部を改正されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200414170821.html>

5. 令和2年度における建設業の安全衛生対策の推進について

第13次労働災害防止計画（平成30年2月28日厚生労働省策定、平成30年3月19日公示）における計画期間（2018年4月から2023年3月までの5年間）の3年度目である令和2年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

について、定められました

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200414184347.html>

6. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第148号。以下「改正政令」という。）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第192号。以下「改正告示」という。）が、令和2年4月22日に公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されます。

(1) 改正政令の概要

- ア 特定化学物質の追加
- イ 溶接ヒュームに係る作業環境測定の適用除外

(2) 改正省令の概要

- ア 特化則（溶接ヒュームへのばく露防止）関係
- イ 特化則（健康診断）関係

(3) 改正告示の概要

- ア 評価基準関係
- イ 特化則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）

関係

ウ 測定基準関係

(4) 施行日、準備行為及び経過措置

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200428084454.html>

【熊本県】

1. 令和元年度版 がん患者等就労支援リーフレットを作成

がんと診断されても、すぐに仕事を辞めないで！

熊本県では、がん患者の方向けの就労支援に関する情報を記載した「令和元年度版 がん患者等就労支援リーフレット」を作成されました。

がん患者の方への就労支援等にぜひご活用ください。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20200401133858.html>

◇新型コロナウイルス感染症に関する情報

※情報は随時更新されております。最新の情報をご確認ください。

【厚生労働省 ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

○新型コロナウイルスに関するQ & A（労働者の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

○新型コロナウイルスに関するQ & A（医療機関・検査機関の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

○新型コロナウイルスに関するQ & A（関係業種の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

○新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○新型コロナウイルス感染症についてよくあるお問い合わせ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00017.html

○新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について（事業主の皆さまへ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612981.pdf>

- （参考）啓発ポスター
 - ・マスクについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>
 - ・一般的な感染症対策について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>
 - ・手洗いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>
 - ・咳エチケットについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

○（注意喚起）新型コロナウイルスを題材とした攻撃メールにご注意ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09393.html

【独立行政法人労働者健康安全機構ホームページ】

労働者健康安全機構における新型コロナウイルス感染症への対応について
当機構では、労災病院グループによる「勤労者医療の充実」、労働安全衛生総合研究所などの行う「勤労者の安全向上」、産業保健総合支援センター等を中心とした「産業保健の強化」の3本柱を中心に事業を展開しています。さらに、勤労者のセーフティネットとしての、未払賃金の立替払事業を行っています。

32ある労災病院グループでは、地域医療に根差し、全国それぞれの地域における医療体制の一躍を担うべく、これまで培った勤労者医療に根ざした診療を提供しています。緊急事態宣言下においても、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、各労災病院の機能や体制を踏まえて信頼される医療を継続して行っております。受診の際には、診療体制の詳細について各病院のホームペー

ジでご確認いただくとともに、必要に応じて各労災病院にご照会ください。

また、新型コロナウイルス感染症への対応にあたり、各労災病院並びに当機構に対し、多くの皆様より医療用マスクをはじめとした医療物資の寄附をいただいていることに感謝申し上げます。

厳しい状況ではありますが、機構全体として、役職員一同、困難を乗り越え、勤労者をはじめ、国民の健康と安全の維持・向上、疾病の治療等に努めてまいります。

[独立行政法人労働者健康安全機構ホームページから一部抜粋]

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報
<https://www.johas.go.jp/tabid/1681/Default.aspx>

【熊本労働局ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症関連特別ページ
https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00032.html

【熊本県 ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症
https://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=7049

○事業者の皆さまへ
https://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=7054

【熊本市 ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症について
http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=26562

○【事業主・雇用主の皆さまへ】
http://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=26562&sub_id=101&flid=197207

【川崎市 中原区】

○従業員等に新型コロナウイルス感染が確認されたときは
<http://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000116320.html>

【内閣官房内閣広報室】

各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

【首相官邸ホームページ】

○新型コロナウイルス感染症緊急対応策－第2弾－について
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_2nd_emergency_response_intro.htm

○新型コロナウイルスお役立ち情報

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html

※新型コロナウイルスに係る電話相談窓口、帰国者・接触者相談センター一覧

○新型コロナウイルス感染症に関する相談、診察医療機関（帰国者・接触者外来）の受診調整

- ・ 熊本市保健所（熊本市内管轄） 096-364-3222、096-372-0705 24時間対応
 - ・ 有明保健所（荒尾市、玉名市、玉名郡） 0968-72-2184
 - ・ 山鹿保健所（山鹿市） 0968-44-4121
 - ・ 菊池保健所（菊池市、合志市、菊池郡） 0968-25-4138
 - ・ 阿蘇保健所（阿蘇市、阿蘇郡） 0967-24-9030
 - ・ 御船保健所（上益城郡） 096-282-0016
 - ・ 宇城保健所（宇土市、宇城市、下益城郡） 0964-32-1207
 - ・ 八代保健所（八代市、八代郡） 0965-33-3229
 - ・ 水俣保健所（水俣市、葦北郡） 0966-63-4104
 - ・ 人吉保健所（人吉市、球磨郡） 0966-22-3107
 - ・ 天草保健所（上天草市、天草市、天草郡） 0969-23-0172
 - ・ 県庁健康危機管理課（熊本県） [一般的な相談対応のみ] 096-333-2256
- ※熊本市保健所以外は、開設時間が9時～19時で時間外は転送電話により対応されま

す。

電話による相談ができない方については、FAXでの相談も受付けています（熊本市保健所を除く）

県相談窓口（県庁健康危機管理課）FAX：096-387-0167

・ 厚生労働省電話相談窓口

0120-565653 午前9時～午後9時

・ 熊本労働局特別労働相談窓口

(1) 特別労働相談 096-352-3865 8時30分～17時（土日・祝日除く） 対

象：求職者、労働者、事業主等

(2) 雇用調整助成金に関する相談 096-312-0086 8時30分～17時（土日・祝日

除く） 対象：特例の対象となる事業主

(3) 小学校等臨時休業した場合等の保護者の休暇取得支援対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

=====

●次回の第154号は令和2年5月20日頃に配信予定です。

編集内容等に関するご意見・お問合せなどをお寄せください。

またメールアドレスの変更の場合は件名に[メルマガアドレス変更希望]、

配信停止希望の場合は、[メルマガ配信停止希望]等ご記入の上

ksanpo43@kumamotos.johas.go.jpへお願いします。

独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階

TEL:096-353-5480 FAX:096-359-6506

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/>

E-Mail:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp
